

宮城県自動車交通公害対策推進協議会設置要綱

(目的及び名称)

第1条 宮城県における自動車交通公害対策を総合的、計画的に推進するため、宮城県自動車交通公害対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 自動車交通公害対策の連絡調整に関すること。
- (2) 自動車交通公害対策の総合的な施策の立案に関すること。
- (3) 自動車交通公害対策の総合的な施策の推進に関すること。
- (4) 自動車交通公害防止計画の策定及び進行管理に関すること。
- (5) その他必要な自動車交通公害対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、「別表第1」に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、宮城県副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、宮城県環境生活部長の職にある者をもって充て、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その座長となる。

(幹事会)

第6条 協議会を補佐するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事は、「別表第2」に掲げる職にある者及び会長が適当と認めた者をもって充てる。
- 4 幹事長は、宮城県環境生活部次長（技術担当）の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が主宰する。
- 6 副幹事長は、宮城県環境生活部環境対策課長の職にある者をもって充て、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会等)

第7条 自動車交通公害対策に係る具体的な施策又は特定の地域の問題を専門的に検討するため、必要に応じ部会又は検討委員会を設置することができる。

- 2 部会長又は検討委員長は、会長が適当と認めた者をもって充てる。
- 3 部会員又は検討委員は、部会長又は検討委員長が選任する。
- 4 部会又は検討委員会は、部会長又は検討委員長が主宰する。

(意見聴取)

第8条 協議会、幹事会及び部会又は検討委員会は、必要に応じ学識経験者等の意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会及び幹事会の庶務は、宮城県環境生活部環境対策課において処理する。

- 2 各部会又は検討委員会の庶務は、各部会長又は検討委員長の属する機関において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年5月1日から施行する。
- 2 宮城県自動車交通公害対策連絡協議会規約（平成6年2月28日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

宮城県自動車交通公害対策推進協議会名簿

「別表第1」

国の機関	東北経済産業局資源エネルギー環境部長 東北運輸局交通政策部長 東北地方整備局道路部長 東北地方整備局仙台河川国道事務所長
警察	宮城県警察本部交通部長
県	宮城県副知事 (会長) 宮城県震災復興・企画部長 宮城県環境生活部長 (副会長) 宮城県経済商工観光部長 宮城県農林水産部長 宮城県土木部長
市の代表	仙台市市民局長 仙台市環境局長 仙台市経済局長 仙台市都市整備局長 仙台市建設局長
町村の代表	宮城県町村会事務局長
高速道路管理者	東日本高速道路株式会社東北支社管理事業部長

「別表第2」

国の機関	東北経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長 東北運輸局交通政策部環境・物流課長 東北地方整備局道路調査官 東北地方整備局仙台河川国道事務所副所長
警察	宮城県警察本部交通部交通規制課長
県	宮城県震災復興・企画部総合交通対策課長 宮城県環境生活部次長(技術担当) (幹事長) 宮城県環境生活部環境政策課長 宮城県環境生活部環境対策課長 (副幹事長) 宮城県経済商工観光部商工経営支援課長 宮城県農林水産部食産業振興課長 宮城県土木部都市計画課長 宮城県土木部道路課長
市の代表	仙台市市民局地域政策部長 仙台市環境局環境部長 仙台市環境局環境部環境対策課長 仙台市経済局産業政策部長 仙台市都市整備局総合交通政策部長 仙台市建設局道路部長
町村の代表	宮城県町村会総務課長
高速道路管理者	東日本高速道路株式会社東北支社管理事業部調査役